

第1回 犯罪被害給付制度に関する有識者検討会（議事概要）

1 日時

平成29年4月10日（月）午前10時から午前11時50分まで

2 場所

警察庁第3会議室

3 出席者

（有識者）

川出 敏裕 東京大学大学院法学政治学研究科教授
菊池 馨実 早稲田大学法学学術院教授
黒澤 正和 公益財団法人犯罪被害救援基金専務理事
橋本 博之 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
番 敦子 弁護士
渡邊 保 犯罪被害者遺族

（警察庁）

西川 直哉 警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）
坂口 拓也 警察庁長官官房給与厚生課長
小堀 龍一郎 警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長

4 概要

(1) 開会の挨拶

西川警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）から開会の挨拶があった。

(2) 検討会の資料及び議事概要の取扱い

(3) 構成員紹介

(4) 座長選出

川出構成員が座長に選出された。

(5) 検討事項及びスケジュール

資料1のとおり了承された。

(6) 第1回検討事項について

事務局から、第1回の検討事項である「重傷病給付金の支給対象期間等の在り方」に関し、資料2に沿って調査結果について、資料3に沿って論点について、それぞれ説明がなされた。各構成員からの主な発言は以下のとおり。

ア 支給対象期間について

○支給対象期間を1年から3年に延ばす案があるが、期限を切らずに「症状固定まで」としても治癒又は症状固定までの期間が3年を超過する事案数は多くないと考えられるため、予算上の問題は小さい。したがって、「症状固定まで」としてはどうか。

○今回の調査の結果、支給対象期間を3年とすれば、ほとんどの事案を救済できる

ということが判明したことから、3年とする考え方はあると思う。他方、治癒又は症状固定までの期間が3年を超過する事案はほとんどないということであり、かつ、期限を設けないことに制度上のデメリットがないのであれば、メッセージとして被害者のために期限を区切らないという形もあり得る。いずれの考え方もあり得るのではないか。

- 医療保険制度等他の社会保障制度との均衡、長期化に伴う傷病の犯罪被害性に関する医学的見地からの認定の困難化及び一般論としてのモラルハザードの問題を考えると、3年の期限とすることに合理性があると思う。
- 他の法制度による救済が図られている事案が大半であれば、今回の調査結果は3年を期限とする立法事実は、説得力があると思う。ただし、重度心身障害者医療費助成制度については、全国一律という制度ではなく、市町村等が裁量で決める制度であり、このような制度の適用を受けることによる救済状況は立法事実として弱いと思う。
- 今回の調査の中で治癒又は症状固定までに3年超を要した事案については、国の制度である自立支援医療制度が適用されており、市町村の制度がある場合にはより救済が図られるということである。また、PTSDの通院医療を含め、国の制度でも相当程度救済されるようになっているというのが今の実情であると思う。
- 受刑者の医療に関する国庫負担については、人身の自由を国家が制約し医療へのアクセスを制限している中で、受刑者の病気を放置することは憲法第25条の生存権の保障との関係で国が対応せざるを得ない。他方、積極的に保障していく制度である医療保険制度等の上に更に積極的に充実させようとする犯罪被害給付制度は、受刑者の医療の国庫負担とは次元が異なる。
- 他の制度によって救済を受けられるのであれば、全てを重傷病給付金で賄う必要はない。警察が犯罪被害者に病院を紹介するときには、「こういう制度があるはずだから、ちょっと役所に行って相談してみてください」といったところまで踏み込んでやってもらうともっとよいと思う。
- 加害者が第一の責任を負っており、犯罪被害給付制度は「連帯共助の精神」に基づいて他の制度につなぐためのパイプ的なものであるという性格は理解しているが、被害者にとっては犯給制度以外に頼れる制度はない。今後も、社会の考え方が変わることにより、犯罪被害給付制度に延びる部分があるのではないか。
- いつ、誰が、どこで犯罪の被害者になるか、又は遺族になるか分からないため、支給対象は全国民であるという形でアピールすれば、無期限とすることについて納得してもらえらると思う。

- 犯罪被害者が利用できる医療費負担軽減制度の存在を治療の初期には知らず、後になって知ることとなった事案があるとのことであるが、現場レベルで関係機関が連携して、そのような制度の情報を被害者に迅速かつ包括的に提供することが重要であると思う。
- 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部において、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者、それらのニーズを丸ごと受けとめる地域を作っていくという方針が示されており、その中には生活困窮者も含まれている。犯罪被害者への支援も「我が事・丸ごと」の地域が受け止めるものの中に当然入ってくるため、ぜひそこに乗ってほしい、つながってほしいと思う。
- 全て警察庁で行おうとすると無理であると思うが、労働者災害補償保険制度はノウハウもあり、組織も整っているため、重傷病給付金支給事案が年間 200 件前後であれば、チェックをお願いするという方法が非常によいのではないか。
- 今回の調査によって、3年とする立法事実があったが、無期限とすることを説明できる立法事実が今のところなかったとのことであり、無期限とする場合には、その実例を探さなければ、制度としては納得してもらえないかもしれない。
- 必ず期限を設けなければいけない理屈はないと思うが、無期限とする立法事実はなく、また、通常、期限のない給付は考えにくい。さらに、労働者災害補償保険制度や生活保護では支給に関する紛争が見られるところ、これらの制度へ近づけるとなると紛争への対応の負担が生じる可能性を考えないといけない。なかなか、一足飛びに無期限とすることは難しいのではないか。
- 「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」では、既存の制度では7割しか捕捉できておらず、救済が及んでいない部分が大きすぎるのではないかが問題とされた。今回、対象期間を3年に延ばすことにより、他の制度と組み合わせることで、これまで救済から漏れていた部分がカバーできるのであれば、実質的な問題は解消できる。それでよしとするか、それとも、象徴的な意味合いで、全ての犯罪被害者を救済するという観点から期間制限を撤廃すべきと考えるかの違いだろうと思う。

イ 支給上限額について

- 療養費の自己負担額に休業加算を加えて 120 万円は少なすぎる。上限額を拡大すべきである。
- 療養費の自己負担額が 120 万円を超過する事案が少ないから切り捨ててよいという考え方は冷たい。
- 休業加算の実績は、中央値が 0 円であり、圧倒的に 60 万円以下が多い。

また、休業加算の制度を導入した際も 120 万円までという額について国民的なコンセンサスがあり、療養費がかかっていない場合には残った額分について休業加算を行う余地があるという議論があつて、現在の制度となった。その上で、今回、この 120 万円の上限額を積極的に突破できる理屈が見出せなかった。

- 自賠責制度を参考として上限額 120 万円とすることは、あり得る基準であると思う。また、勤め人には傷病手当金制度があるため、休業加算は自営業者等に限定される点、障害給付金が支給され現時点では十分にカバーされている点、他の医療費負担軽減制度が整備されてきている点を考慮すると、上限額を引き上げる合理的な説明が難しいし、どこまで引き上げるか基準の設定も難しいと思われる。
- 高額療養費制度では、所得によって毎月の自己負担が大きく異なるため、自己負担額が医療の必要度を反映しているとは必ずしも言えない。その点に留意して議論する必要があると思う。
- 今回の調査で、症状固定までに 120 万円を超えた事案が 2 件あるが、いずれも高額療養費制度における上位所得世帯層に該当するものであった。
- 高額療養費制度の下では、高い所得の者は多くの額を支払うこととなるため、120 万円を大きく超えることはないとしても、ある程度超えてしまう者が出ることはあり得るが、制度的にはやむを得ないと思う。
- 「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」では、期間を延ばすと医療費の自己負担額が 120 万円を超過するものが出てくる可能性があるという点から上限額についても検討する必要があるという意見が出された。今回の調査では、期間を延ばしても自己負担額が 120 万円超となる事実はないということが判明したということなので、それによれば上限を上げる必要はないということになる。他方で、この場面でも、象徴的な意味合いから上限額を撤廃するという考え方もあり得るであろう。
- 加害者の医療が全額公費負担であることとの均衡を図ってほしい。
- 受刑者への医療が公費負担で提供されていることについては、受刑者が健康であることが、自由刑を執行し、受刑者を処遇するための前提であるからという理由もある。だからこそ、有罪判決を受けた者であっても刑務所に入っていない者については医療が公費で手当てされてはいない。受刑者の医療費の公費負担と、犯罪被害者の医療に関する給付とは次元が異なる問題である。
- 治癒又は症状固定の時点で犯罪被害者負担額が 120 万円を超過している 2 件の事案については、120 万円を超過する額を超える障害給付金を受けていた、又は支給裁定申請がなかったとのことであるが、障害給付金を支給しているからよいと

いう言い方には留意した方がよいのではないか。